

## 船舶事故調査報告書

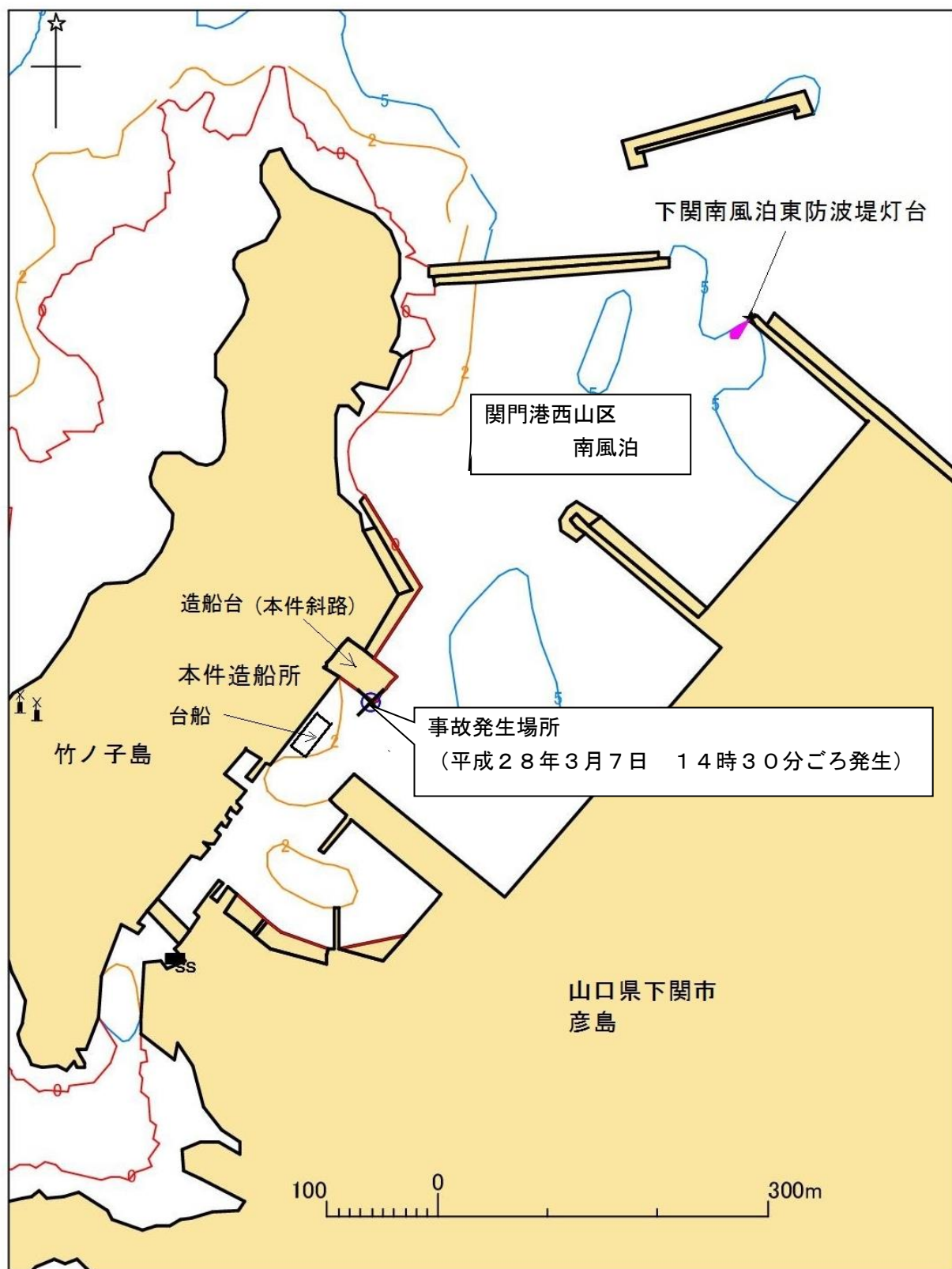
平成28年10月20日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年3月7日 14時30分ごろ
発生場所	関門港西山区南風泊 <sup>はえどまり</sup> 下関南風泊東防波堤灯台から真方位225°480m付近 （概位 北緯33°57.0′ 東経130°52.7′）
事故の概要	清掃兼油回収船がんにりゅうは、造船所の岸壁から出航中、造船台の斜路に乗り揚げた。 がんにりゅうは、左舷プロペラ翼に曲損等を生じ、斜路の架台レールに破断等を生じた。
事故調査の経過	平成28年3月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	清掃兼油回収船 がんにりゅう、195トン 135455、国土交通省 32.30m×11.60m×3.80m、鋼 ディーゼル機関2基、2,406kW（合計）、平成11年12月20日
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 二級海技士（航海） 免許年月日 昭和56年8月19日 免状交付年月日 平成24年11月5日 免状有効期間満了日 平成30年6月16日
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷プロペラ翼の欠損、曲損等 造船台 架台レールに破断等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ低潮時、潮高 約19cm
事故の経過	本船は、2機2軸の双胴船で、船長ほか5人が乗り組み、修繕工事を終えて関門港田野浦区太刀浦 <sup>たちのおら</sup> の係留場所に向け、山口県下関市竹ノ子島に所在する造船所（以下「本件造船所」という。）の岸壁に係留された台船に左舷着けとした状態から、船首約1.9m、船尾約2.3mの喫水で、出航することになった。

	<p>船長は、操舵室で単独で出航操船に当たり、平成28年3月7日14時25分ごろ左舷船首部から左舷船尾方に導いて台船のボラードに係留した係留索1本を残し、左舷機を後進に、右舷機を前進にそれぞれかけて左舷船尾部を台船から離れた。</p> <p>船長は、残した係留索1本を台船のボラードから放し、本船が台船の右舷船尾方約10mに下がった後、右舵一杯とし、左舷機を前進に、右舷機を適宜前後進に使用して右回頭を開始したところ、左舷船尾部が再び台船に接近する状況となったことに気付いた。</p> <p>船長は、台船と接触しないよう一杯としていた右舵の舵角を減じ、両舷機を前進にかけて台船の右舷船首方に進出し、本船の左舷船尾部が台船から離れたのを確認した。</p> <p>本船は、船長が、再び右舵一杯を取ったところ、14時30分ごろ左舷船尾部に衝撃を感じたので、造船台が海中へと延びる斜路（以下「本件斜路」という。）に乗り揚げたことを知り、機関を停止した。</p> <p>船長は、造船所の引船により再び台船に係留された後、運航管理者を通じて本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、引船にえい航されて別の造船所において修理された。 （付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生経過概略図、写真1 損傷状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、内回り2軸船である。</p> <p>船長は、乗船予定であると思っていたドックマスターを待っていたものの、出航予定時刻が迫り、太刀浦の係留場所で貨物の積込み作業等の予定があったので、自ら操船して出航することとした。</p> <p>船長は、右舷船尾方で待機していた引船に本船の右舷船尾部を引かせて台船から離れるつもりでいたものの、トランシーバなど引船との連絡手段がないので、引船を使用せずに出航することにした。</p> <p>船長は、本船を出航させることに注意を向け、本件斜路の存在と低潮時であることを失念していた。</p> <p>本件造船所は、完工後、本船を本件造船所の岸壁等で引き渡すこととなっており、出航に際して本船からドックマスター及び引船の支援についての要望がなかったので、ドックマスター及び引船を手配していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、関門港西山区の南風泊において、本件造船所から出航する際、船長が、本船を出航させることに注意を向け、前路の本件斜路の存在と低潮時であることを失念していたことから、本件斜路に接近し、本件斜路に乗り揚げたものと考えられる。</p>

<b>原因</b>	本事故は、関門港西山区の南風泊において、本船が、本件造船所から出航する際、船長が、本船を出航させることに注意を向け、前路の本件斜路の存在と低潮時であることを失念していたため、本件斜路に接近し、本件斜路に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 修繕工事等のために、造船所に入入りするときには、工事担当者と十分な打合せを行い、必要であればドックマスターを要請し、引船との連絡手段等を確認すること。</li></ul>

付図1 事故発生場所概略図



付図2 事故発生経過概略図

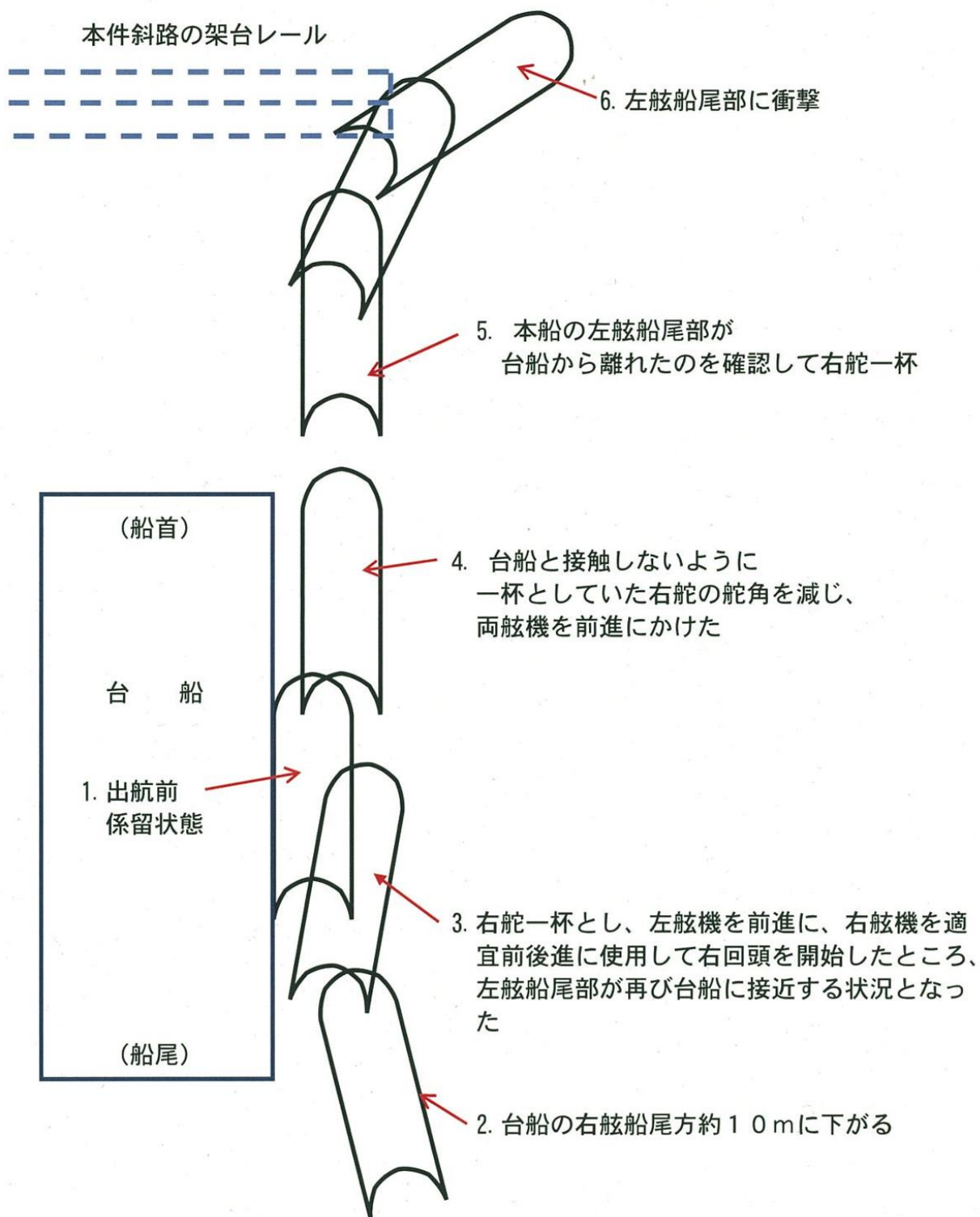
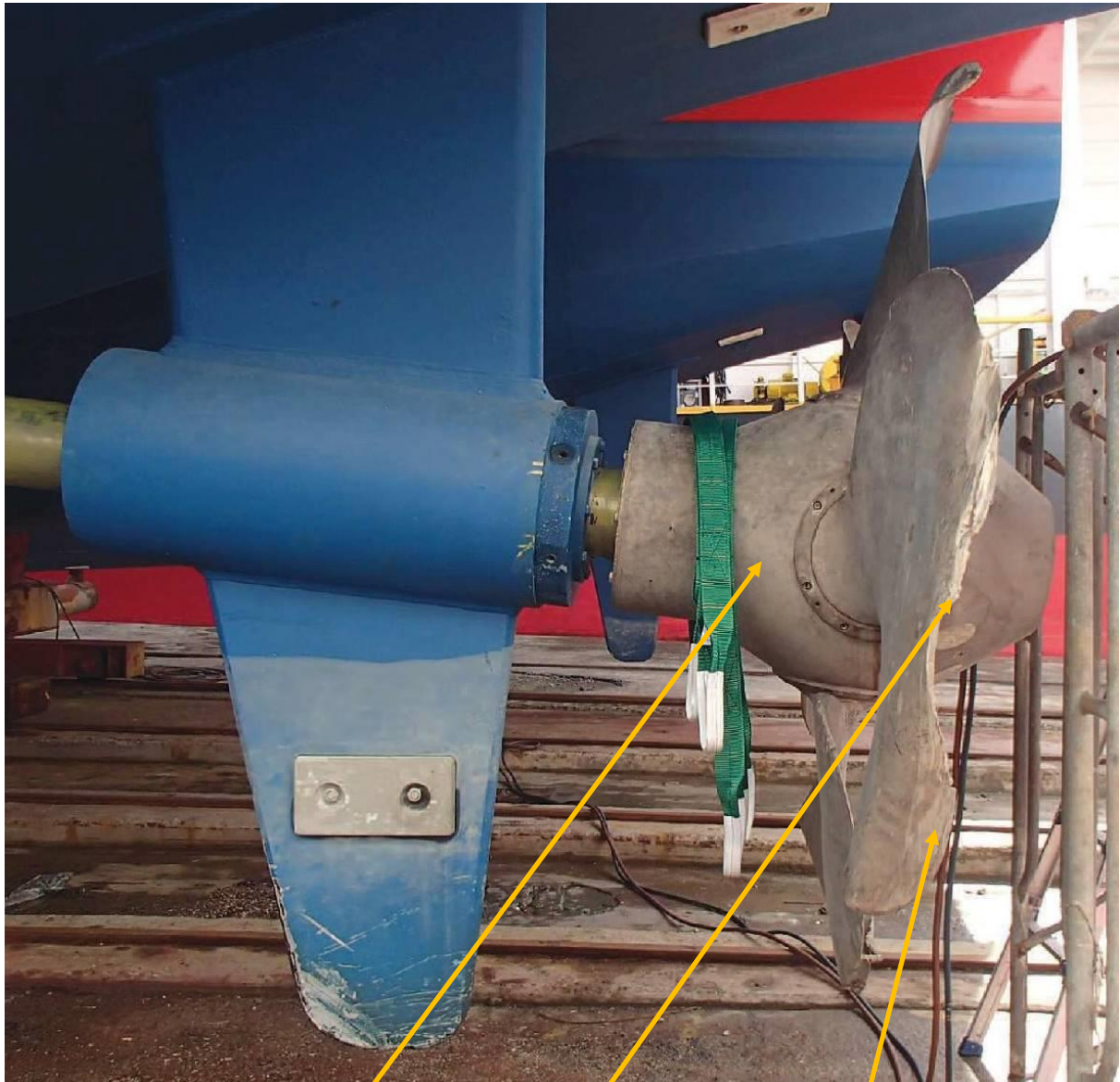


写真1 損傷状況



左舷プロペラ

欠損

曲損